

国際卓越研究大学の認定に向けたガバナンス改革と国立大学法人の規制改革の 具体の方向性について

1. ガバナンス改革

- 国際卓越研究大学の認定に向けて必要な国立大学法人のガバナンスについては、CSTI及び「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」における議論を踏まえ、
 - ・ 国立大学法人法の改正が必要な内容は同法の改正案に盛り込み、
 - ・ その他の内容は国際卓越研究大学の認定等に係る審査でカバーする立て付けで構築する方向で整理。
- 国立大学法人法の改正案では、
 - ・ 中期目標への意見・中期計画の作成等（運営方針）の決議、決議内容に基づく法人運営の監督、学長選考の基準など学長選考に関する事項について学長選考・監察会議に意見を述べることができる機能[※]を有する合議体について規定。
- 合議体は、一定水準の規模を有する法人は必置（その他法人は選択制）。

※合議体の構成及び委員について

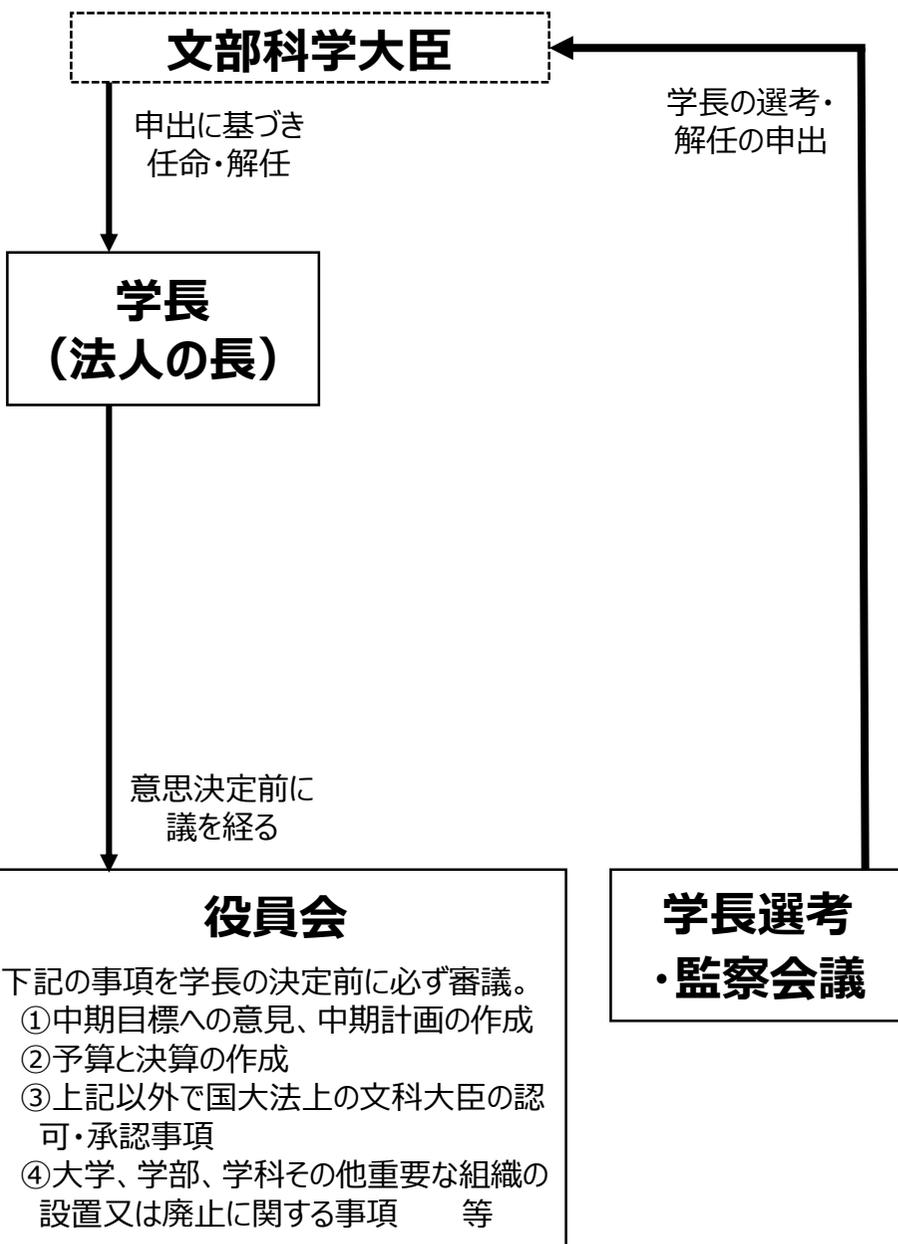
- ・ 合議体の委員は、学長選考・監察会議との協議を経て、文科大臣の承認を得た上で、学長が任命。
- ・ 合議体の構成員は委員（3名以上）及び学長（学長選考に関する事項の議論の際は、学長は参加不可）。

2. 規制改革

- CSTIにおける議論も踏まえ、全ての国立大学法人に対する長期借入や債券発行要件を緩和し、文科大臣の認可を受けた土地の貸付計画に基づく個別の貸付に当たっては認可から届出に変更する。
- 合議体を設置する国立大学法人については、大学独自基金に係る繰越協議の適用除外も可能とし、財務経営基盤の強化を加速させる。

国立大学法人法における国立大学法人の内部機関等の相互関係

現行



改正後

